

第47回社会保障審議会児童部会 議事録

【日時】平成31年3月4日（月）10時～12時

【場所】TKP新橋カンファレンスセンター ホール3A

【出席者】

<委員> 秋田部会長、新保部会長代理、草間委員、小川委員、大塚委員、小国委員、相澤委員、久保野委員、松田（茂）委員、松田（妙）委員、山縣委員、山野委員

<事務局> 濱谷局長、本多審議官、藤原審議官、長田課長、森田室長、竹林課長、田村課長、佐々木課長補佐、度会室長、近藤室長補佐、平子課長、川野課長

【議題】

1. 開会
2. 平成31年度に新たに追加する小児慢性特定疾病について（審議）
3. 社会保障審議会児童部会専門委員会の議論の状況及び今後の予定について（報告）
4. 最近の子ども家庭行政の動向について（報告）
5. 閉会

【配布資料】

- 資料1 小児慢性特定疾病（平成31年度実施分）に係る検討結果について
- 資料2 社会保障審議会児童部会専門委員会の議論の状況及び今後の予定について
- 資料3 平成31年度予算案・税制改正（子ども家庭局）について
- 資料4 幼児教育の無償化について
- 資料5 放課後児童クラブの見直しについて
- 資料6 特別養子縁組制度の見直しについて
- 資料7 成育基本法について
- 資料8 母子保健分野におけるデータヘルスの推進について

【議事】

○秋田部会長 おはようございます。

それでは、まだ、定刻より若干早いですけれども、委員の先生方、全員おそろいでございますので、ただいまより第47回「社会保障審議会児童部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用のところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まずは、委員の出欠状況につきまして、事務局から報告をさせていただきます。

○長田総務課長 本日は、権丈委員は所用のために御欠席と伺っております。

委員の皆様には、事前にお伝えをさせていただいておりますとおり、審議会等のペーパーレス化の取り組みといたしまして、前回、前々回に引き続きまして、本日は、タブレットを操作してごらんいただくこととなりますので、資料の配付は省略をさせていただいておりますが、お手元に議事次第、タブレット、「タブレット操作説明書」を用意しております。

配付物等、不足がございましたら、事務局にお声がけをいただければと思います。

これから、お手元の資料「タブレット操作説明書」を見ながら、タブレットでの資料の確認方法及び資料のめくり方を担当のほうから説明いたします。

○事務局 それでは、事務局からタブレットの操作説明書に沿って御説明いたします。

まず、1（1）の別の資料を表示する方法になります。タブレットを見ていただきますと、皆様の画面に、本日の議事次第が表示されていると思います。

この画面の左上にあるマイプライベートファイル、こちらを選択していただきますと、本日の資料一式が、このタブレットの中に入っておりますので、別の資料を表示する場合は、こちらから表示したい資料をタップしていただく形になります。

次に、1（2）の表示拡大、縮小する方法については、2本の指を使っていただいて、表示の拡大、縮小をすることができるという形になっております。

また、2の資料のページをめくる方法につきましては、画面に置いた指を上の方へスライドさせていただくという形になります。

その他の操作につきましては、お手元の「タブレット操作説明書」のほうをごらんいただければと思います。

また、そのほか、御不明点等ございましたら、適宜、事務局のほうにお申しつけいただければと思いますので、本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りますので、カメラのほうは御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○秋田部会長 それでは、最初の議題としまして、平成31年度に新たに追加する小児慢性特定疾病について、事務局から御説明をお願いいたします。

○川野難病対策課長 健康局難病対策課長の川野と申します。よろしく願いいたします。

資料のほうは、資料1をお開きいただければと思います。

まず、少しめくっていただきまして、9ページをごらんいただければと思います。

「小児慢性特定疾病の医療費助成の概要」という横のパワーポイントの資料でございます。

小児慢性特定疾病にかかっている児童等につきましては、健全育成の観点から、医療費助成を行っております。

平成27年1月に難病法の施行と合わせまして、児童福祉法に基づく新たな制度となり、

医療費助成の対象疾病も、右下にございますけれども、平成26年までは514疾病でしたが、現在は756疾病まで拡大してきているところでございます。

本日は、この医療費助成の対象となる小児慢性特定疾病の追加の案につきまして、御意見をお聴きするものでございます。

1 ページ、最初に戻っていただきたいと思えます。

まず、資料の説明の前に、検討の流れについて御説明させていただければと思えます。

この医療費助成の対象となる疾病につきましては、児童福祉法第6条の2の規定によりまして、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて指定することとされております。

これに基づきまして、児童部会の下に置かれています小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会、小国委員に副委員長をお願いしているところでございますが、この委員会で個々の疾病が小児慢性特定疾病の要件を満たすかどうかということにつきまして、医学的見地から検討を行うこととされております。

平成31年度、2019年度から新たに追加する小児慢性特定疾病の検討につきましては、資料1ページの「1. はじめに」にございますように、この専門委員会で、昨年12月19日から4回にわたり検討を行いまして、2月20日に検討結果を取りまとめていただいております。

本日の部会では、その検討結果を御報告させていただいた上で御審議いただきたいと思えます。

この専門委員会の検討結果につきまして、本部会で御了承をいただければ、社会保障審議会運営規則第4条に基づき、審議会会長の同意を得て、本部会の議決を社会保障審議会の議決とさせていただきます、社会保障審議会の御了承を得たものとして、今後、告示改正など、小児慢性特定疾病の追加に係る所要の進めさせていただきます、7月上旬から適用を開始させていただく予定で考えております。

それでは、具体的な説明に移らせていただきます。

1 ページの上のほうから「2. 検討の対象・方法」でございますが、このたびの検討では、昨年10月末時点で、小児慢性特定疾病の要件に関する情報収集がなされた疾病を対象といたしました。

具体的には、厚生労働科学研究費での研究班や、関係学会で情報を収集、整理し、小児慢性特定疾病の検討に資する情報が整理されたと判断し、日本小児科学会小児慢性疾病委員会で取りまとめられた疾病が7疾病ございますが、これらを検討対象としております。

この7疾病につきまして、個々の疾病ごとに小児慢性特定疾病の各要件、その下に※印で記載している4つの要件になりますが、これを満たすかどうか検討を行うとともに、要件を満たすと考えられる疾病につきましては、どういう状態の場合に認定するかという状態の程度についてもあわせて検討を行っていただきました。

そして「3. 検討の結果」でございますが、7つの疾病全てについて、小児慢性特定疾病の各要件を満たすと判断したということでございます。

3 ページをご覧くださいできればと思います。別添 1、新規の小児慢性特定疾病として追加する疾病の一覧になります。

一番上に「第11表 神経・筋疾患」とございますが、このように大きなくくりとして、疾患群ごとにまとまっています。

そして、個々の疾病につきましては、表の真ん中の「疾病名」という欄に記載しているものになります。

一番上の脳動静脈奇形から下の方を見ていただくと全部で6 疾病ございますが、追加すべき7 疾病のうち、これら6 疾病につきましては、新規の小児慢性特定疾病として追加することが妥当と判断したということでございます。

そして、その表の右の欄に「疾病の状態の程度」がありますが、それぞれの疾病で認定の際に判断する状態の程度になります。

次の4 ページが別添 2、残る 1 疾病についてです。

中央に「改正前（現行）の病名」ということで「スティーヴンス・ジョンソン症候群」とあります。

このたび、中毒性表皮壊死症を追加することが妥当と判断されましたが、これにつきましては、既に類似疾病で、スティーヴンス・ジョンソン症候群が対象となっていますので、これと統合しまして、名称については右の欄にありますように「スティーヴンス・ジョンソン症候群（中毒性表皮壊死症を含む）」に変更することが妥当ということでございます。

次の5 ページをご覧くださいきたいと思います。

5 ページの別添 3 は、既存の小児慢性特定疾病について疾患区分を変更したらどうかという案でございます。

先ほどの疾病追加以外にも、最近の学術的知見や学会等からの要望を踏まえ、それぞれ表の左の疾病名の欄に記載されている疾病につきまして、中央の欄が現行の疾患区分になりますが、それを右の欄にあるような疾患区分に変更することが妥当と判断されたということでございます。

次の6 ページ、別添 4 をご覧いただきたいと思います。これは、疾患群、疾病名、疾病の状態の程度の変更の案になります。

が、上の2 つの疾病につきましては、一番左に疾患群の欄がございますが、疾患群を血液疾患から脈管系疾患に変更することが妥当ということでございます。それにあわせて、右から2 つ目の欄、疾病の状態の程度の欄に赤字で書いておりましたが、他の脈管系疾患と整合性をとった記載にしているところでございます。

なお、2 つ目のカサバハ・メリット症候群につきましては、海外の疾病名の変更を踏まえまして、名称をカサバハ・メリット現象（症候群）とすることが妥当ということでございます。

そのページの一番下、スティーヴンス・ジョンソン症候群、先ほど御説明したものでございますが、これにつきましては、疾患群につきまして、膠原病から皮膚疾患に変更する

ことが妥当ということで、それにあわせて、疾病の状態の程度も他の皮膚疾患と整合性をとった記載にしているところがございます。

次の7ページでございますが、重症筋無力症になります。こちらは、疾病の状態の程度につきまして、眼筋症状をこれまで運動障害で読み込んでいましたが、これを明記することが妥当ということで記載を追加しているものでございます。

次の8ページの別添5になります。重症患者につきましては、自己負担上限額が低く設定されていますが、その重症患者認定基準の修正案でございます。

研究班や学会からの要望を踏まえまして検討した結果、赤字のとおり修正することが妥当ということでございます。

説明は、以上でございます。

○秋田部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明、別添の1から5の資料に基づくものでございますが、委員の皆様から、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

お願いいたします。

○小国委員 鎌倉女子大学の小国と申します。

私は、この会の副委員長をさせていただいておりますけれども、非常に活発な議論のもとに、今回の結果となりました。

医学系の検討はもちろんのこと、患者様、福祉、看護師さん等、さまざまな方面からの御意見を集約しながら、最終的に、このような結果になりました。今日進月歩する医学の中で、さまざまな患者様側の御負担でありますとか、不便さ、あるいは医療者側のサポートのしにくさというようなものを解消していくというような、非常に発展的な議論となって、いい結果となったと、私は思っておりますので、ぜひ御承認いただきたいと思えます。

○秋田部会長 小国委員、ありがとうございます。

12ページのほうに、委員のお名前がございましたけれども、活発に、多様な観点から御議論をいただいたというお話がございました。

ほかにいかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、資料1の内容について、本部会として了承するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思えます。

社会保障審議会児童部会専門委員会の議論の状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○長田総務課長 それでは、資料2をお開きいただければと思えます。子ども家庭局総務

課長の長田でございます。

私から資料2に基づきまして、社会保障審議会児童部会のもとに置かれております、専門委員会における最近の活動の状況でございますとか、近々の活動予定につきまして、御報告をさせていただければと思います。

まず、表紙をおめくりいただきまして、社会的養育専門委員会というのが出てまいります。

社会的養育専門委員会は、当部会の委員でもいらっしゃいます、山縣先生に委員長をお務めいただいている委員会でございますが、この社会的養育専門委員会のもとに、さらにもう一枚おめくりをいただきまして、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」の設置を昨年8月に決めまして、9月以降、合計7回にわたりまして、年末12月26日まで御議論をいただいて、お取りまとめをいただいた報告がございます。その内容につきまして、説明をさせていただきます。

なお、このワーキンググループにつきましても、山縣先生に座長をお務めいただいておりますので、もし、先生のほうから補足等ございましたら、お願いをできればと思っております。

このワーキンググループの設置の趣旨でございますけれども、2ページの「1. 設置の趣旨」というところにもございますとおり、平成28年に大変大きな児童福祉法の改正を行ったところでございますが、その改正法附則の第2条第3項という規定の中で、法律の施行後2年以内に、大きくは3つの事項について検討をするという、いわば宿題を当時いただいていたということがございます。

その宿題の内容が、右側「3. 主な検討事項」というところで掲げておりますとおり、大きく3点ございまして、1点目が、児童相談所は、例えば、一時保護の権限でございすとか、立入調査の権限でございすとか、そういった権限を行使して、必要な場面で介入をして、子どもの保護をするといった機能と、その後、家庭復帰支援等を含め、その家庭と子どもを支援していくという機能の大きく2つの異なる顔を持っていることから、2つの機能を同じ機関の中で担うことの困難性というのが、これまでも指摘をされてまいりました。

そういった状況の中で、児童相談所における業務のあり方について、どう考えるのかというのが1点目でございます。

2点目でございますけれども、児童福祉法25条に基づきまして、国民には、児童虐待あるいは、おそれも含めて発見をした場合には、通告をするという義務が課されておりますが、この通告先につきましては、市町村、児童相談所ということで、通告者の側から幅広く通告が可能になるように、間口は、いわば広くしている。

その一方で、通告窓口が2つに分かれているということについて、どう考えるかというのが2点目でございます。

3点目が、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上ということで、

もとより児童相談所あるいは市町村における児童福祉に対応する職員の専門性の確保、向上というものが必要であるということは、火を見るより明らかでございますが、その具体的な方策として、どういう方向性を考えていけばいいのかと、こういった3点についての宿題について、このワーキンググループで御議論をいただいたということでございます。

次に3ページに進んでいただければと思います。

まず、1点目の児童相談所の業務のあり方、そして、児童相談所の体制を考えるに当たりまして、市町村の役割あるいは連携というのが不可欠ということでございましたので、宿題事項としては、児童相談所の業務のあり方ということでございましたけれども、そこと表裏一体、不可分一体の市町村における相談体制のあり方も含めて御議論をいただいて整理をしたのが、この1のところでございます。

目指すべき方向は、ここに書いてあるとおりでございますけれども、児童相談所において通告に対する初期の対応を迅速かつ的確に行い、必要な保護ができる体制が必要であること。

保護機能を含め、適切な対応がとれるよう、児童相談所の中で保護機能、先ほど、私、介入という言葉で表現をいたしましたけれども、この報告書では、保護機能という言葉で整理をされておりますが、保護機能と支援マネジメント機能の機能分け、また、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制を整備する等のことが目指すべき方向として整理をされたところでございます。

具体的な対応としまして、大きく5点整理をされております。

1点目が、保護機能と、支援マネジメント機能を確実に果たすために、適切な対応を可能とする体制整備等に関する計画を、都道府県の責任でしっかりと策定をいただく必要があるだろうということで、具体的には、この両方の機能について部署分けをすとか、職員を分けていくというようなことで、基本的には、機能を分化していくという方向性を打ち出しているところが1つのポイントになります。

それから、2点目でございますけれども、こういった保護機能を適切に果たしていくためには、法的な知見をお持ちの弁護士さんとの日常的なかかわりというものが非常に重要になってくるということで、児童相談所における意思決定に日常的に弁護士が関与し、ともに対応できるように法令上の措置の検討や財政措置の支援強化などの体制強化、推進方策の具体化を図るべきというような御提言をいただいております。

なお、この点につきましては、児童相談所の中に常勤の弁護士を必置とすべきという御意見、そして、一方で、外部の弁護士も含めた、もう少し柔軟で幅広い枠組みを認めるべきというような御意見がかなり分かれたので、そこについては両論併記とさせていただいておりますけれども、日常的に弁護士が意思決定に参画できるような、少なくとも、そういう体制はつくっていく必要があるということでの認識の一致は見たところでございます。

3点目として、同様に、医学的な知見を踏まえたケース対応ができるように、弁護士と

同様、日常的に医師とともに対応できるような体制強化ということが指摘されております。

4点目が、研修の関係、5点目ですが、児童相談所は、かなり多くの業務を抱えているというようなことの御指摘もいただいておりますので、例えば、安全確認の業務などについて、外部委託ということも積極的に活用していくということも必要ではないかと、そういったような御指摘でございます。

(2)市町村の地域の相談支援体制の強化ということでございますけれども、もともと、虐待対応はほぼ児童相談所一本ということでありましたけれども、平成16年の児童福祉法改正の際に市町村も相談窓口として、比較的軽易な相談案件については、市町村を中心に対応をいただくという、1つの方向づけがなされ、さらに、平成28年の児童福祉法改正におきまして、市町村において、②にございます市区町村子ども家庭総合支援拠点というものを努力義務として設置をいただき、市町村における相談支援体制の強化という流れができてきているわけでございますが、その体制強化をさらに進めていくということ。

そして、市町村においては、要保護児童対策地域協議会という関係機関のネットワーク体制のコーディネーター役を担っていただいておりますので、この協議会の活性化ということの御指摘をいただいております。

また、先ほど触れました、市区町村子ども家庭総合支援拠点につきましては、法律上、努力義務ということでございますけれども、後ほど、御紹介をさせていただきます、昨年末策定をいたしました児童相談所、市町村を通じた児童虐待防止対策の体制の強化のための新プランの中で、2022年度までに全市町村で、この拠点が設置できるよう、財政支援措置も図ったところでございまして、この全市町村設置ということを進めていくべきというような提言もいただいたところでございます。

(3)でございますけれども、児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みが必要ではないかということで、非常に各都道府県における児童相談所の質に格差があるのではないかとというような御指摘もいただいておりますので、こういった評価の枠組みというものをしっかりと創設をすべきというような御提言でございます。

(4)でございますけれども、中核市・特別区における児童相談所の設置促進ということで、これは、もともと平成28年の児童福祉法改正の附則の中で、5年を目途に中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、政府は必要な支援措置を講じるということが掲げられてございます。

現状、その設置が必ずしも十分に進んでいないということがございますので、さらなる設置促進策を図っていく必要があるのではないかとということで、しっかりとした実態把握でございますとか、関係者間での協議の設置の場などで具体的に提言をいただいたところでございます。

2点目の「要保護児童の通告の在り方」でございますけれども、通告の窓口を、通告をする側にとって、どこに通告をすればいいのかとか、あるいは通告の受け手の側のアセスメント能力の問題なども考えると、一元化をすべきではないかというような御意見。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、虐待対応については、市町村にもかなりの役割を担っていただくということで、この間の流れの中で、かなり市町村のほうでも頑張っているような状況でございますとか、通告元としては、学校だとか、保育所だとか、そういったところからすると、より身近な市町村のほうが、伝えやすいというようなメリットなどからすると、市町村への通告窓口を閉ざすのは必ずしも適当ではないのではないか、そういったような御議論もございました。

そこで、このまとめといたしましては、さまざまな御意見がある中で、通告の窓口を一元的に運用したいといった自治体がある場合には、それを可能とするような運用方策を整理して提示をすべきではないかということで、そういった選択ができる基盤というのをつくっていくべきというのが（１）でございます。

（２）が「通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり」ということで、窓口が２つに分かれているということのデメリットと申しますか、課題を解消するためには、当然、市町村と児童相談所間の情報連携であったりとか、アセスメント能力を共有化していくとか、そういったことが重要になってくるわけでございますが、そのあたりの具体的な処方箋を、説明を省略いたしますけれども、①から④まで御整理をいただいたところでございます。

それから、今とも関連しますが（４）のところ、市町村、児童相談所の情報共有基盤のシステム整備ということの必要性を御指摘いただきました。

また（５）でございますけれども、かなり定着をしましてまいりました児童相談所の虐待通告の全国共通ダイヤル189「いちはやく」でございますが、これにつきまして、今、虐待通告以外の、もろもろの相談も含めて、このダイヤルにきているということが多忙な児童相談所において、非効率を生んでいる側面もあるのではないかと申すということで、この189について、虐待通告にある程度特化をして、少し交通整理をすべきではないかという御提言をいただきました。

最後の児童及び妊産婦の福祉に関する業務従事者の資質の向上を図るための方策でございます。

これは、冒頭申し上げたとおり、質の向上が必要だということには、認識の共有をいただいているところでございます。

その中でも、スーパーバイザーと呼ばれる教育指導担当の児童福祉司の専門性の向上がより急務であり、その資質、要件をできる限り客観的に把握できるような枠組みが必要ではないかということでございます。

それで、対応の欄のところでございますけれども、（１）の②のところ、そうは言っても、足元で新たなプランにおきまして、児童福祉司を2,000人増員するという、数を増やすということと、質を確保していくということの両立をしなければならないという課題の中で、当面の具体的な児童福祉司の任用要件の厳格について、ある程度現実的な議論の中で御整理をいただいております、まず、②のところスーパーバイザーにつきましては、

現在、おおむね5年の経験ということがございますけれども、研修につきまして、研修を受けるというのは義務になっているのですが、この研修受講の修了というものを任用要件としてはどうかということ。

③の児童福祉司の任用要件のうち、例えば、社会福祉士という資格を持っていれば、即、児童福祉司になれるとかというようなものもございますれば、一定の業務経験を積むことで任用資格が得られるというような、こういう幾つかのルートがございますけれども、この業務経験が必要とされるもののうち、児童福祉事業の従事経験という要件につきましては、今は、例えば、児童手当の支給とか、事務ワークでもオーケーということになっておりますので、そこについては、さすがに相談援助業務の経験を求めていく必要があるだろうということで、そういったような御指摘。

④でございますけれども、児童福祉司につきましては、法律に基づく配置の基準がございますけれども、児童心理司については、それが無いということで、配置の基準の法制化ということも検討すべきといったような御意見などをいただいております。

(2)でございますけれども、児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材を客観的に把握できる枠組みとして、例えば、国家資格化といったようなことも考えていく必要があるのではないかという強い御意見。

ただ、一方で、これについては、国家資格化ということの中で考えていくよりは、既存の資格の上に研修なり、認定とか、そういったものをかぶせていくことのほうが現実的ではないかという意見があり、ここもかなり意見が分かれたところでございます。

このワーキングの整理の結論といたしましては、なかなか短期間で結論が出るテーマでもございませぬので、改めて専門的に検討する委員会を設け、国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進めるとされたところでございます。

最後でございます。

4の「子どもの意見表明に関する仕組み等」という部分でございますけれども、これも平成28年の児童福祉法改正で設けられました、都道府県等における児童福祉審議会に、子ども自身や関係機関が申し立てを行うことができる、そういう仕組みができておりますが、これが十分活用されていないということで、改めての周知を図るとともに、その活用方策についてガイドラインをつくるなど、この仕組みの活用の活性化を図っていくべきということ。

それから、全ての子どもの意見表明権を保障する、いわゆるアドボケイト制度の構築を目指して、まずは、一時保護を含む代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケイトのあり方について検討を行い、全国展開に向けた必要な取り組みを進めるべきとされたところでございます。

私どもとしましては、この提言を受けまして、現在、児童福祉法改正案の今国会提出に向けて準備作業を進めているところでございますので、またの機会に、その内容につきましても御報告をさせていただければと思っております。

続きまして「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会について」でございます。

この専門委員会では、死亡事例や重大事案につきまして、自治体からの検証をもとに課題を抽出し、子どもの虐待を防止するための提言というものを、これまで14次にわたり、おまとめをいただいているものでございます。

毎年、そういった定例の取り組みに加えまして、今回、目黒区の事案を踏まえまして、緊急的にその個別の事案について、香川県と東京都にまたがる事案であったということで、香川県、東京都それぞれで検証を進めていただいておりますけれども、そのつなぎの部分を中心に国としても直接的に検証が必要だという判断のもとに、かなり短期間の間に精力的に御検証をいただきまして、10月に取りまとめたものでございます。

時間の関係もございますので、詳細は省略をさせていただきますけれども、7ページ、8ページのあたりに、その整理をいただいております。

大きくは、3つのパーツに分かれておりまして、(1)で転居前の自治体におけるリスクアセスメント及びソーシャルワークについて問題はなかったのかということ。

例えばですけれども、(1)のあたりのところでございますけれども、再三医療関係者等から非常にリスクの高い案件として、28条措置、いわゆる親が同意をしていなくても、家裁の審判を得て施設入所等の講じられる措置というものについて、発動を検討すべきであったのではないかとといったような点などの指摘。

また、④のところでございますけれども、香川県から東京都に転居をする際に、転居のみが理由ではないということではございましたけれども、転居を判断理由の1つといたしまして、それまで行っていた児童福祉司指導の措置を一旦解除した上で、東京都に事案の引き継ぎを行っていたということでございます。

これについては、むしろ転居というのは、それまでの支援関係とか、環境が変わるという意味において、むしろリスクを高める要因として捉えるべきであるところ、それを1つの理由として児童福祉司指導の措置を解除したのが、果たして妥当だったのかといったようなことの問題点が御指摘をいただいているところでございます。

それから「(2)引継ぎ」の部分でございますけれども、まずは、引き継ぎにおける情報というものが、必ずしも十分に引き継ぎがなされていなかったのではないかとというようなこと。

②ですが、今、申し上げたとおり、香川県の側では、転居前に児童福祉司指導を解除していると。受け手の側の東京都の側からすると、児童福祉司指導措置が解除されているわけですので、緊急性の高い事例とは判断しなかった、受けとめられなかったというようなことなど、その危険度の引き渡し時における認識のそごといえますか、そういったことの課題を指摘されているところでございます。

(3)、今度は転居後の問題ということでございますけれども、転居後に引き継ぎを受けた自治体におけるリスクアセスメントということでございますけれども、結果的に、引

っ越し後、本児が亡くなるまでに、本児の安全確認ができなかったという事実が確認をされておりまして、この安全確認が速やかにできなかったことについての課題などを御指摘いただいたところでございます。

それを踏まえまして、9ページに国への提言ということもいただいているところでございます。

長くなって恐縮でございますが、10ページでございます。

「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会について」でございます。

この専門委員会の役割は、その名のとおりでございますけれども、先に11ページをご覧くださいいただければと思います。

ひとり親家庭支援施策につきましては、実は、2019年度というのは、いろんな意味での節目の時期を迎えてございます。

2つ目の箱にございます母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針、27年度から31年度までとありますが、これは、上でございます、母子父子寡婦福祉法に基づいて策定をしている基本方針ということでございますが、これが、5年間の年限を2019年度で迎えるということで、それ以降の施策のあり方ということを考えていかないといけないということ。

また、子供の貧困対策大綱、これにつきましても、ちょうど見直しの時期に差しかかっているということで、これまでの施策のレビュー及びそれを踏まえた新たな対策を検討する時期に来ておりまして、来年度当初から、当専門委員会において御議論をいただきたいと考えているところでございます。

続きまして、12ページでございます。

「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会について」でございます。

もともと、この専門委員会が設置をされた経緯は、1にございまして、皆様の御記憶にもあるのではないかと思います。平成26年3月にベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見をされるという大変痛ましい事件が起きて、いわゆるベビーシッターサイト事件というものでございますが、これを契機といたしまして、ベビーシッター等の子どもの預かりサービスに係る対策の検討のために、この専門委員会が設けられたという経緯がございます。

それで、この専門委員会を改めて立ち上げまして御議論をいただきたいと思っているテーマが、現在、発生をしております。

6. の「今後の予定」というところでございます。

もとより保育の質を確保していくということは重要なわけでございますけれども、後ほど御説明をいたします、本年10月から実施を予定している幼児教育・保育の無償化におきまして、認可外の保育施設が無償化の対象になるということで、より一層認可外保育施設の認可化移行でございますとか、その質の向上を図っていくことについての社会的要請が高まっているところでございます。

その中でもベビーシッターにつきましては、現行、指導監督基準というものが設けられていないということから、まずは基準を創設し、その質の確保・向上を図っていくことが急務になっております。

そういったことから、このベビーシッターの指導監督基準の創設に向けた御議論を、この専門委員会においてお願いをしたいと思っております、早ければ、今月下旬、場合によっては、年度が明けるかもしれませんが、近日中に、この専門委員会での議論を開始したいと思っておりますのでございます。

○川野難病対策課長 続きまして、小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会につきましては、御説明させていただきます。

難病対策課長の川野でございます。

13ページは、専門委員会の概要になりますので、次の最後のページをご覧くださいと思います。

「開催経過」でございますが、小児慢性特定疾病対策全般について御審議をいただいているところでございますけれども、2つ目の○のところでございますように、最近の開催状況について記載させていただいております。

この中で、第31回、昨年10月と、第35回、先月2月に指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースの利活用の運用についてという記載がございます。

これにつきましては、小児慢性特定疾病の医療費助成の申請をされた方に、診断書の詳しいものを提出していただきまして、そこに記載されている臨床所見や検査所見などの情報をデータベース化して研究に活用していくことにしており、改正児童福祉法が施行されました平成27年1月から新たなデータベースを整備しているところでございます。

これは、難病のデータベースも同様でございますが、現在、データの入力作業を進めているところでございまして、このデータベースに関して、大きく2点の議論をしていただいております。

1点目は、今後、利活用していく上での運用方法についてでございます。こうしたデータを研究に利用するに当たって、審査会を設けて審査することにはしていますが、その際の具体的な審査基準、ガイドラインについて、有識者会議で検討していただき、その有識者会議の検討結果を受けて、難病対策委員会とこの小慢の専門委員会でガイドラインの取りまとめを行っていただきました。

もう一点は、将来的な課題として、NDBとの連結をどうしていくかということがございます。この点についての具体的なニーズや課題、今後の対応方針について議論をしていただいております。

こうした検討につきましては、箱の一番下の※印にございますように、難病と小慢について一体的に議論を行うことが適当であるため、厚生科学審議会の疾病対策部会の下に設置されています難病対策委員会と合同で開催しているところでございます。

それ以外の4回分につきましては、先ほど御説明させていただきました小児慢性特定疾

病の疾病追加について御議論いただいたということでございます。

そして、その下「今後の予定（スケジュール）」でございますが、1つ目の○にございますように、改正児童福祉法の附則に、「施行後5年以内を目途として、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加える」という検討規定が設けられています。改正児童福祉法の施行が、2015年1月、平成27年1月でございますので、1年後に、施行後5年を迎えます。この規定に基づく検討を行っていく必要があるということでございます。

そのため、今後、この専門委員会で具体的な検討を行っていただくこととしております。検討に当たりましては、難病法についても、附則に同様の検討規定が設けられていますので、必要に応じて、他の類似の施策に関する事項を調査審議する審議会、具体的には、厚生科学審議会の疾病対策部会や、その下の難病対策委員会になりますが、こうした会議と連携を図りながら行うことになるものと考えております。

そして、専門委員会で検討結果がまとまりましたら、この児童部会に報告をさせていただき、御審議いただく予定にしているところでございます。

以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

児童部会の専門委員会の議論の状況及び今後の予定に関しまして、それぞれの御担当のほうから御説明をいただきました。

委員の皆様から御質問や御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。

では、山縣委員。

○山縣委員 2つの委員会にかかわっておりました、山縣です。

まず、社会的養育専門委員会ですけれども、今の事務局の説明で意を尽くしていただいておりますが、私、長くこの委員会の委員長を務めておられた柏女霊峰先生から交代で、今期初めて、これを担当することになりました。

これにつきましては、先ほど、言いましたように、説明が十分されておりますけれども、まず、委員の共有しているところは、子どもの立場あるいは子どもの最善の利益に立って仕組みは考えるべきであると、ここは共有しておったのですが、では、それを具体的に実現するあり方については、何がいいのかということについては、意見がいろいろ分かれた、全国一律で標準化したシステムをつくるほうがいいのかという考え方と、地域の事情とか、あるいはそれまでの実績、あるいは地域にある社会資源の状況、そういうものを踏まえて、ある程度柔軟性、含みを持たせたほうがいいのかという意見が分かれた部分があります。

共有できた部分につきましては、一本化した答えを書かせていただいておりますし、意見が分かれた部分は、両論併記という形で書かせていただいておりますし、両論併記でも、もう少し検討が必要ではないかということについては、継続検討というような大きく3つの形に分けて書かせていただきました。

そういうところで、何かまとまりがないのではないかとと思われる節があるかもしれませ

ん。これは、委員が本当に月に2回ぐらい集まって、かなり慎重に議論をした結果ですので、さらに今後、私たちの委員会では、関係のところで検討をいただけたらと思います。

もう一つ、虐待検証のほうですが、こちらのほうは、本当に丁寧な説明をいただきましたけれども、恐らく、聞いておられて何か新しいことがあったのですかと思われるぐらい、一言で言うと、基本ができていなかったというのが、ざくつとした結論になります。

その基本をどう踏まえるのかというポイントを丁寧に書かせていただいているという構造で見ていただいているのではないかと思います。

もう一点、この後ですが、今、ちょうど話題になっております、千葉県で起こった事案があります。これにつきましても、まだ、それぞれの自治体、沖縄、千葉、両方で検証委員会を開いていただいております、あるいはその予定であるという状況ですけれども、こちらのほうも、我々国のほうの委員会も連携をしながら検証をしていくということを進めております。

以上です。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○大塚委員 上智大学の塚と申します。

「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化」ということで、さまざまな検討がなされているということでお話をいただきました。

特に児童相談所が多く業務を抱えているというお話がありましたけれども、以前から児相の業務の中でも障害児相談の占める割合は多いということが指摘されてきていました。

これから、児相の機能をどのように見直していくかということも含めて、さまざまな業務のことについても検討がなされていくわけでしょうけれども、障害分野の相談支援が、児童相談所と協力や連携をしていくということは非常に大切なことで、そういうところを、いわば児童相談所の負担を軽くするということでもないのですけれども、少し難しいことなのでも、協力していくということは非常に大切だと思います。

多分、そのためには、児童分野の相談支援と児童相談所の役割分担をどうしていくか、どのようなところを障害児相談が担っていただくか、あるいは障害児相談は、大人の相談と比べると、やはり少し不十分なところがあって、すぐそこまでいかないということになると、まずは、障害児の相談というものを充実させることによって、ある程度の業務は引き受けていけるのではないかと思います。

いずれにしても、障害分野と連携しながら対応を考えていっていただきたいと思っております。

そのためには、児童の今の、あるいは相談支援の実態調査であるとか、検討会などを行いながら見きわめていく必要があると考えております。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

よろしく申し上げます。

○山野委員 御丁寧な御説明をありがとうございました。

今後、この件に対してということではなく、本当に御苦勞されたこと、お察しします。その中で2点。

1つは、市町村・都道府県における子どもの相談体制のほうのことなのですが、要保護児童対策地域協議会も、先ほど山縣先生のお話にあった、地域によってかなり差があったり、違いがあると思うのですが、1つは権限、どこでもずっと言われている権限がないというところに、どんなふうに入介入を、児童相談所とのすみ分けということに何となくはなっていますけれども、どんなふう整理されていくのかというポイントがあるのでは思ったことが1つです。市町村に持たせる権限、何をどこまで持たせるのかということです。

2つ目は、野田市のお話を、先生からもお話がありました。今後、教育委員会のほうとの仕組みのリンクをどの時点で、どんなふう情報共有とか、例えば、例の事件を元に考えれば、いじめアンケートで気になっているけれども、その気になっているケースが、きちんと上がっていくという仕組みにはなっていなかったり、学校の中で、気になっているけれども、きちんと上げるという体制になっていなかったりということが考えられますので、そこがどんなふう虐待対応の中で、教育委員会とリンクしていくのかというの、ぜひ焦点化していただけたらと思います。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○草間委員 草間です。東北福祉大学の草間です。

説明ありがとうございました。私のほうでは、5点あります。

まず、1つが専門委員会のほうです。私が首長経験の時に本格稼働させた要対協ですが、機能させるために2段階方式にしていました。要対協を下支えする補完する下部協議会なるものを組織しました。構成メンバーは、社会福祉や教育、保育園、幼稚園における係長や主任クラスの方々です。要対協は、保健所長や児童相談所職員、学校長などが構成メンバーです。今後の要対協の必要メンバーに、社会福祉関係の研究者を入れたらどうかと考えております。従来の構成メンバーでは、どうしても行政的視点や学校教育視点、保健的視点となりがちなため、ソーシャルワーク的な視点が脆弱ではなかったかということです。新たに構成メンバーに社会福祉研究者を入れると、社会福祉やソーシャルワーク的な視点の担保出来るのが1つです。

2つ目が、これは、4ページ目の(3)になります。「子ども家庭相談支援体制」ということですが、この相談員を実際に誰がやっているかということでは、自治体によってまちまちになります。実施体制に差が生じる。この相談員の質の向上というものを検討項目

に入れてはどうかと思います。というのは、ソーシャルワークの視点が弱かった印象を持っているからです。

3点目が、189「いちはやく」です。これは、ブランド論と同じ考え方なのですが、ネームバリューがまだ確立していないときに、新たなブランド（新番号）を立ち上げると、従来の番号と新番号が定着せずに共倒れに終わってしまう懸念がある。新ブランド（新番号）を立ち上げるときは、従前のブランド（189）が定着・確立していることが肝要だと思います。

そういうことを踏まえますと、もう少し189を定着させてから新番号を検討してはどうかと思います。さらに既存の110番と119番のようにパンクした段階で考えたらどうでしょうか。まずは、189は今、始まったばかりなので、こちらを定着させていくという視点が必要だと思います。

189に掛けてくる案件は、第一義的に緊急対応介入の案件が想定されるため、先方の主訴を聞かないと良く分からないわけです。そういう意味で、私は、これはもう少し運用を継続してから考えたらどうかという視点を持っています。

4点目です。我が国の福祉行政機構の実情というのは、職員の専門職化がなされておられません。行政職で採用された方が人事異動で福祉職に従事するというところでございます。

ここで、児童福祉司等の資格強化や、国家資格化などがあります。できれば、全国知事会及び全国市町村会という首長が集まる場において、できれば厚生労働大臣または政務三役の方が会議に来られて、首長向けに何とか専門職を配置してほしい、専門職制を採ってほしいという働きかけをされてはどうかと思います。

あるいは、国と地方六団体の協議の場において、上記のような申し入れをしていくことが必要ではないかと思います。事務方に通知しても、その通知主旨が首長に届かないと、専門職構築はなかなか難しいという感じを、私の経験上は持っています。ですから、そういうしかるべき場において、首長へ働きかけていくのはどうだろうかと感じております。

最後になります。ひとり親の家庭のところの点についてです。子供の貧困を見ていくと、ひとり親になったケース、特に女性の方、半分以上が貧困になるというデータが出ています。単身世帯となると就業状況も劣悪になる傾向が見られる。

つまり、離婚すると貧困の可能性が高くなるということがデータで出ているということです。この部分については、いろんな手立てが用意されておりますが、ソーシャルワークの視点が求められます。ひとり親イコール貧困とリンクするため、ソーシャルワークの視点を盛り込み、どんな手立てがあるのかを検討をされたらと感じました。

○秋田部会長 5点の御指摘、ありがとうございます。

ほかには、委員のほうからいかがでございますでしょうか。

お願いいたします。

○相澤委員 私もワーキングの委員でございましたし、死亡事例検証の委員でございますけれども、この問題ではなくて、児童養護施設長が刺されて亡くなるという痛ましい事件が発生したわけでございます。年長の子どもの自立支援について、この辺は社会的養育ビ

ジョンを策定する検討会でも十分に議論ができなかった点でございますので、今後、社会的養育の専門委員会のほうできちんと課題として取り上げていただいて、その充実策について検討していただくことが必要かと思えます。

以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから、どうぞ、お願いいたします。

○長田総務課長 大変貴重な御指摘の数々ありがとうございます。

いただいた御指摘に関しまして、ごく簡単ではございますが、少しコメントをさせていただければと思います。

まず、障害児相談との関係でございます。非常に重要な点だと思っております、専門委員会のワーキンググループの中でも、さまざまな御議論がございました。

一例を挙げますと、障害手帳の判定業務については、もう少し外部の力を借りるということがあってもいいのではないかということで、例えば、そういったことの検討というものが盛り込まれました。

ただ、一方で、障害と虐待というのは、かなりリンクをするということもあるので、単純に障害相談というものを切り離していいのかどうか、そこは慎重に考えていく必要があるのではないかと御議論もいただいております。

一方で、児童相談所の虐待対応に一定の特化をしていけるような方向性というものは、大きな方向性としてはあろうかと思えますけれども、必要な支援というものが分断されない形で対応していくということは重要だと思えますので、そういった視点を十分踏まえながら、担当部局とも連携をして、今後は検討を進めたいと思っております。

それから、市町村、要対協を含め、市町村との権限の関係でございますけれども、市町村というのは、基礎的自治体として身近なサービスの提供主体であると、そういったサービス提供主体が、あわせて権限を持って一体的に一貫して支援できるということのメリットなども指摘をされていますが、そういった議論が中核市や特別区において児童相談所の設置を促進すべきという議論にもつながっているということかと思えます。

そういう意味で、1つは、中核市や特別区のレベルでは、権限を持った児童相談所の設置を前向きに御検討いただくという方向性ととともに、全て並べて市町村に児相と同じような権限を持っていただくということは、必ずしも現実的ではない面もあろうかと思えますので、そういったところについては、しっかりと児相と市町村間の連携、役割分担をより一層進めていくという方向性なのかなと思っております。

それから、教育委員会との関係でございますけれども、御指摘のとおり、今回の野田市の事案は、そことの連携がとりわけクローズアップをされたということもございまして、これは、厚生労働省、そして、文部科学省の両副大臣のイニシアティブのもとに、両省副大臣をトップといたします、合同プロジェクトチームが発足をしております、副大臣の

もとに、担当の局長、課長級の職員が一堂に会して、より連携を進めていくための方策を考えていこうという枠組みができております。

また、先般は、その合同プロジェクトの中で、教育サイドで児童相談所なり市町村と共有すべき情報の範囲というものをしっかり明確にしていこうといったようなことの確認と、それに基づく通知も発出したところでございますので、今後、この枠組みの中で、まずは国レベルでしっかりと連携をした上で、自治体レベルで、それが浸透していくような取り組みをしっかりと対応してまいりたいと思っております。

それから、要対協の構成員についての御指摘をいただきました。

これにつきましては、全体的に要対協の活性化方策について、ガイドラインという形になるのかどうか、まだ、必ずしもはっきりしておりませんが、何らかのものをつくるべく、今、準備をしておりますので、いただいたような御視点なども十分に踏まえながら考えていきたいと思っております。

それから、市町村の相談体制の質の向上は非常に重要でございます。

最後の3のところは、実は、児童福祉に特化した議論ではなくて、市町村、児童相談所所員全体共通、さらには児童福祉施設で、例えば、ファミリーソーシャルワーカーという方も含めた議論として、まずは整理をされているということを申し上げさせていただいた上で、市町村拠点も、これまで地方公務員ということもあって、なかなか補助金として支援をするというのは難しい側面がございましたけれども、今回、年末に策定しました新プランの中では、この市町村拠点における常勤職員の配置について、しっかりと交付税措置の裏打ちをするというようなことで、そういったようなことも含めて後押しをしていきたいと思っております。

それから、189の関係でございます。十分御指摘は受けとめたいと思いますが、例えば、里親の問い合わせとか、そういったものまで含めて、189に来ているという現状がございます。

何かグレーなものまで完全にきれいに排除をしていくというよりは、明らかに少し質が違わないかというところは、最低限早い段階で交通整理が必要なのかなと思っております。

それから、自治体における専門職の確保につきましては、実は、昨年7月にまとめました、緊急総合対策の中でも自治体における専門職確保について、要請をするという1項が書かれておまして、通知は既にしてございますが、確かに、事務レベルで受けとめていただく、それから、首長さんレベルで受けとめていただくという、そういった効果の違いというのはあると思っておりますので、そういった御提言の内容についても、十分今後考えていきたいと思っております。

それから、年長の子どもの自立支援は非常に重要な課題だと思っております。いろんな受けとめはあるかと思いますが、決して、施設養護の経験者が変なレッテルを張られるということはあってはならず、むしろ、そこは自立支援の不十分さということをしっかり受

けとめないといけない部分だと思っておりますので、今後、そういった受けとめの中で検討をしていきたいと思っております。

○秋田部会長 お願いします。

○度会母子家庭等自立支援室長 母子家庭等自立支援室長の度会です。

ひとり親の関係ですが、平成31年度から専門委員会を開催するという形にしておりまして、御意見をいただきました、ソーシャルワークの視点を盛り込んで検討という形につきましては、そうした形で検討をさせていただければと思っております。

○秋田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、最後にお手元の資料のほうで、最近の子どもの家庭行政の動向について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○長田総務課長 それでは、引き続きまして、資料3をお開きいただければと思っております。

平成31年度予算案、税制改正についてでございます。

まず、資料を1ページおめくりいただきまして、2ページのところに全体の予算額の記載がございます。

これは、たしか概算要求の段階でも御説明をしたように記憶しておりますけれども、厚生労働省所管分といたしましては5399億円、668億円の増ということでございますが、子ども関係の予算は、子ども・子育て支援新制度施行後、保育給付費でございまして、児童手当の費用などが内閣府に、移管をされておりますので、厚生労働省分としては、かなり少なく見えておりますけれども、このほかに内閣府予算として約2.9兆円、前年比で言うと、約0.3兆円増の予算が計上されておりますことを、念のため補足をさせていただければと思っております。

その上で、3ページ以降、個別の事項についてとなりますが、時間の関係もございまして、かなりかいつまんでの説明をさせていただければと思っております。

まず、1の保育の受け皿拡大・保育人材の確保につきましては、平成32年度末までに32万人分の受け皿を確保するという子育て安心プランに基づきまして、必要な整備量を確保するための整備の予算というものを、来年度当初予算及び、点線囲いにございまして、平成30年度第二次補正予算、これとセットで確保しているところでございます。

補正につきましては、もう成立しております。予算案の案がとれた内容になっております。

それから、引き続き、保育人材確保対策につきましては、まず、新規の確保、そして、再就職支援、そして、処遇改善と総合的な対策を引き続き講じていくということでございます。

少し進んでいただきまして、4ページの(4)でございましてけれども、認可外保育施設の問題につきましては、先ほども説明をさせていただきましたとおり、幼児教育・保育の無償化の対象になるというようなことも含め、ここについては、かなり力を入れていかなければいけないということで、巡回指導員の配置でございまして、認可保育園への移行を目指す認可外保育施設の運営費支援という措置を講じておりますが、この支援措置の内

容をかなり改善していくということで、より認可化移行を加速していくといったような予算も盛り込んでいるところでございます。

(5)の放課後児童対策の関係につきましてでありますけれども、1つは、今、放課後児童クラブにつきましては、従前、小1の壁というようなことが言われておりましたけれども、実は、小1についての待機児童はかなり減ってきてございます。一方で、子ども・子育て支援新制度がスタートしてから、小学校6年生まで対象になったことに伴いまして、小4以上の待機児童が増えているという状況にもございます。そういった状況の中で、さまざまな資源を活用した高年齢児への対応ということ。

それから、放課後児童クラブの質の確保・向上のための先進事例の普及や巡回アドバイザーの配置費用などを盛り込んでいるところでございます。

駆け足で恐縮でございますが、5ページの2の子ども・子育て支援新制度の関係につきましては、先ほど申し上げたとおり、内閣府予算として2兆8834億円の計上ということになっております。

そのうちの1兆2611億円が教育・保育給付費、そして、地域子ども・子育て支援の関係でございます。

この中で、①のところ「平成31年度予算案における改善の内容」としまして、保育士等の処遇改善で、これまで順次保育士の処遇改善措置を講じてきましたが、2019年度からさらに1%の処遇改善を盛り込んでおります。

また、幼児教育・保育の無償化について、2019年10月実施を予定して、3歳から5歳までの全ての家庭を対象とした子ども、それから、0から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての無償化に必要な予算を措置しているところでございます。これについては、後ほど、保育課長から詳しい内容を御説明させていただきたいと思っております。

それから、公定価格について、保育園におけるチーム保育推進加算でございますとか、栄養士の配置の加算の充実というようなことも盛り込んでいるところでございます。

②でございます。「地域子ども・子育て支援事業」。いわゆる13事業と呼ばれているものについて、量的拡充及び質の改善ということで、一定の内容を盛り込んでおりますが、特に利用者支援事業については、外国人子育て家庭や妊産婦が円滑なサービスを利用できるような多言語化対応した場合の加算制度の創設でございますとか、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、補助要件の緩和、そういったようなことなどを盛り込んでいるところでございます。

(2)は、重複でございますので、省略をさせていただきます。

(3)の放課後児童クラブにつきましては、保育における子育て安心プランと同様に、女性就業率の80%に対応した受け皿を準備していくということで、2023年度末までに当初のプランの計画に加えて30万人の受け皿を増やすというような計画を、昨年9月に策定をしております、その段階的整備に必要な整備費及び運営費を確保しているところでございます。

(4)でございますが、企業主導型保育につきましても、平成31年度において、さらに2万人の受け皿をふやしていくというようなことなどを盛り込んでいます。児童手当についても、必要な額を措置しておりますが、これは少子化の関係がございますので、予算額としては、前年度から少し減ということになっております。

3の「子どもを産み育てやすい環境づくり」の関係でございますけれども、力を入れておりますが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援ということで、子育て世代包括支援センター、いわゆる日本版ネウボラと言われているものでございますが、その全国展開に向けて着実に支援をしていくというものでございます。

不妊治療の助成の関係につきましては、平成31年度予算案における改善事項といたしまして、男性不妊の初回の費用の助成額について増額を盛り込んだところでございます。

(3)の母子保健情報の利活用につきましては、後ほど、母子保健課長から説明があると思いますので、省略をいたします。

9ページ、児童虐待防止対策・社会的養育の推進の関係でございますけれども、発生予防の関係は、一部重複をいたしますので、省略をいたします。

それから、児童虐待発生時の迅速・的確な対応ということで、先ほど来の説明でも何度か触れましたが、児童虐待防止対策体制総合強化プランというのを、昨年の12月に策定しております。

この中では、児童相談所における体制強化といたしまして、児童福祉司の約2,000人程度の増員でございますとか、市町村における子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に必要な常勤職員の配置についての裏打ちをしたプランを策定したところでございます。

(2)のところでございますが、ここでは、先ほども話題になりました189の無料化でございますとか、SNSを活用した補助制度の創設などを盛り込んでおります。

それから、市区町村の体制強化につきましては、交付税措置とともに、補助金においても引き続き、この拠点の設置促進のための補助の充実でございますとか、あと、何よりも相談と一体となったサービスが重要だということで、この拠点を通じたレスパイトケアの実施をできるような費用についても、今回、計上したところでございます。

少し飛びまして(5)でございますけれども、一時保護所における環境改善に必要な予算、また、先ほどアドボケイト制度について、ワーキングの御議論の報告をさせていただきましたけれども、それを具体化するためのモデル事業に必要な予算なども計上していくところでございます。

それから、3の「虐待を受けた子どもなどへの支援」の部分でございますけれども、平成28年改正法の理念、家庭養育優先原則の実現に向けて、里親養育支援体制を構築することとは何よりも急務であることから、従前の里親支援事業は、かなり抜本的に改善いたしましたして、里親のリクルート、アセスメント、さらに委託後における支援、研修に至るまで一貫して業務を担えるような、必要な人材配置できる補助事業の大幅な拡充を今回行ったところでございます。

(2)でございますけれども、児童養護施設・乳児院等の小規模、地域分散化等の関係でございますけれども、ここにつきましては、消費税財源の一部も活用いたしまして、大きくは3点の改善事項を盛り込んでおります。

1つは、小規模地域分散化をより促進する観点から、今でも、いわゆる大舎の施設に比べると、小規模養護施設における人員配置というのは厚めになっておりますけれども、そこにさらに人員の配置を加配するというようなことでございますとか、施設の中で、よりケアニーズの高い子どもに手厚い職員体制を講じることができるよう、養護施設や乳児院における、大体4人ぐらいの生活単位でのケアが実現できるような職員の加配というようにも盛り込んだところでございます。

それから、先ほど、御指摘もありました自立支援の関係でございますけれども、学習塾費や通学費の拡充でございますとか、社会的養護自立支援事業についての支援といったようなことなどに取り組んでいるところでございます。

14ページ、ひとり親家庭の関係でございますけれども、引き続き、ひとり親家庭対策につきましては、すくすくサポートプロジェクトに基づく総合的な対策を講じていくということでございますが、主な改善事項だけさらっと触れますと、(2)の②でございます。

既に法律としては成立しておりますけれども、児童扶養手当の支払い回数について、現行の年3回から年6回の隔月支給するというところで、これは、2019年11月支払い分から実施をするということでございます。

実は、この支払い回数の変更に伴いまして、2019年度に限りまして、15カ月分を支給する必要がございますので、3カ月分、より掛かり増しになる部分について、予算上、手当をしているというようにございます。

少し飛んでいただきまして、予算の関係は以上とさせていただきます、18ページまで飛んでいただきますが、税制改正の関係でございますけれども、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対しては、個人住民税を非課税とする措置が決定をされております。

あわせまして、所得税上の対応につきましては、引き続きの継続検討課題というようにことで整理をされているところでございます。

それから、児童養護施設退所者等の自立支援資金貸付金につきまして、非課税措置を講じるということが認められているところでございます。

最後、子ども・子育て支援における制度見直しに伴う税制上の所要の措置につきまして、いわゆる無償化措置に伴う給付については、所得税は課さないといったような内容となっております。

大変駆け足で恐縮でございましたが、予算の関係については、以上でございます。

○竹林保育課長 それでは、保育課長でございます。

私からは、資料4に基づきまして、幼児教育の無償化について御説明させていただきます。

す。資料4の1ページをごらんいただけますでしょうか。

総論の2つ目の○でございますけれども、幼児教育無償化の趣旨、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性の2点と考えております。

今から御説明する内容は、昨年12月28日に関係閣僚合意が行われたものですが、既に、この内容に沿いまして、今年2月12日に関係法案が閣議決定され、国会に提出されております。

2.の部分でございますけれども、無償化の対象者・対象範囲でございますけれども、最初に(1)ということで、幼稚園、保育所、認定こども園等の3歳から5歳のお子さんの利用料を無償化する。

そして、0歳から2歳につきましては、住民税非課税世帯に限って無償化をするということになっております。

1つ目の※印をご覧いただきたいと思いますが、新制度の対象になっていない幼稚園、こちらは自由料金制でございますので、月額上限2.57万円という新制度に入ってきている幼稚園との均衡から上限を設けております。

また、4つ目の※印でございますけれども、保護者から実費で徴収している、例えば、バス代でありますとか、食材料費あるいは遠足代、こういったものは無償化の対象外でございます。

食材料費につきましては、現在、施設によって、年齢によって少し払い方が変わっておりますけれども、いずれにしても、保護者が負担するという考え方は、無償化後も維持するというので、例えば、保育所に通われている3歳から5歳のお子さんの副食費は、今は保育料の一部として市町村に払っておりますけれども、今後は、施設に直接払うという形に切りかえる。

ただ、この場合に、低所得世帯の副食費の免除という制度がございますけれども、この機会に年収360万円未満の世帯まで、その対象者を拡充するというようにしております。

また、共働き家庭のお子さんで、幼稚園に通い、預かり保育を利用されている方もいらっしゃると思いますので(2)にありますように、保育の必要性の認定を受けた場合には、2時間くらいまでの幼稚園の教育時間に加えまして、利用実態に応じて月額1.13万円まで、その部分も無償化をさせていただきます。

(3)でございますけれども、現在、大都市部を中心に待機児童問題があり、やむを得ず認可外保育施設を利用しているお子さんもいらっしゃると思いますので、こういった方々につきましては、保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均月額3.7万円までの範囲で無償化をするということになっております。

0歳から2歳については、月額4.2万円でございます。

次の2ページのほうをおめぐりいただきまして、先ほどもお話がありましたけれども、やむを得ず通っているお子さんがいらっしゃるということで、認可外保育施設も無償化の

対象といたしますが、この機会に質の確保・向上に向けた取り組みを実施していくということで、さまざま考えております。

4つ目のポツでございますけれども、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定を置いたり、また、次のポツでございますけれども、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能にする措置については、後ほど、また詳しく申し上げます。

3番目「財源」でございますけれども、地方消費税の増収分を活用して、必要な地方財源を確保した上で、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1が原則、ただ、公立施設につきましては、一般財源化された経緯もございますので、市町村10分の10となっております。

また、初年度につきましては、給付費については、実質全額国庫で負担し、事務費やシステム改修費についても国のほうで補助をすることになっております。

また、就学前の障害児の発達支援につきましても、利用料は無償化ということになっております。

実施時期は、消費税の引き上げと合わせ、今年の10月1日ということでございます。

3ページでございますが、今、御説明したのが無償化の全体像でございますけれども、この中で、法律によって対応すること、法案に盛り込まれている内容は一部でございます。

まず、基本理念といたしまして、現在の子ども・子育て支援法では、サービスが良質かつ適切といったことが基本理念に書かれておりますが、これに加えまして、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮するといったことも追加をする。

その上で、1つ目の※印ですが、現行法の個人給付の対象になっております認定こども園、幼稚園、保育所等につきましては、これは、政令改正で対応できるということでございますので、2. に書いてありますように、今回の法案によって無償化をしますのは、新制度に入ってきていない幼稚園でありますとか、認可外保育施設の部分でございます、新たに「子育てのための施設等利用給付」を創設するということになっております。

内容は繰り返しになりますが、1点だけ2の(1)の「①対象施設等」の※印のところをご覧いただきたいと思いますが、認可外保育施設につきましては、児童福祉法に基づく届け出がされ、国が定める指導監督基準を満たすものに限ると、これは、本則にそう書いてございますけれども、附則で5年間は届け出のみで足りると、現状では、指導監督基準を満たさない施設に通っているお子さんもたくさんいますので、その5年間は経過措置を設け、その間に指導監督基準を満たすような形に施設の質の向上を図っていくということになっておりますが、さらに括弧書きで待機児童の状況等、地域によって大分差がありますので、市町村が条例によって基準を定める場合には、対象施設は基準を満たす施設に限定するということができるような制度にしております。

私からの説明は、以上でございます。

○田村子育て支援課長 子育て支援課でございます。

次の資料5をご覧いただきたいと思っております。

放課後児童クラブの見直しについてでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針ということでございますが、次のページをご覧くださいと思います。

これは、放課後児童クラブの設備・運営に関する基準でございますが、まず、今回の地方からの提案というものは、まず、放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業でございますけれども、児童福祉法において、設備及び運営については、条例で、それぞれの市町村で基準を定めるとなっております。

それで、市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童クラブに従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの。

その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するというふうになってございます。

この基準の内容ですけれども、オレンジ色のところの左側の2つ目です。「職員（従うべき基準）（第10条）」とございますが、放課後児童支援員は、支援の単位ごとに2人以上配置する。

2点目ですけれども、放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等の資格を持った上で、都道府県知事が行う研修を修了した者となっております。

これが、従うべき基準ということで、条例に定める場合は、国の基準に従っていただくということになってございます。

その他については、参酌ということになっているということでございます。

今回、地方からの提案につきましては、従うべき基準を遵守しながら必要な人員を確保するということが非常に難しい状況であるという自治体があるということでございます。

事業の維持・継続またはニーズに応じた新たなクラブの創設といったものに対して支障を来しているということから、従うべき基準というものを参酌化していただきたいという強い要望があったというところでございます。

これまで、事業者、自治体等の関係者の意見も踏まえつつ、その対応について検討をしてきたところでございますが、各地域において、さまざまな事情により、従うべき基準により人材確保が困難といった地方からの要望を踏まえますと、前のページに戻っていただいて、この対応方針は、昨年12月25日の閣議決定でございますけれども、今までのような事情を踏まえますと、全国一律に従うべき基準というものを何らか緩和するというよりも、現行の従うべき基準という中身、内容自体については現行のままということで、それを維持した上で、参酌するという方法のほうが放課後児童クラブの質の確保を行えるのではないかとということ。それから、事業の安定的かつ継続的な運営というものが図られるのではないかとということ。今回、地方からの提案に対して、従うべき基準については参酌すべき基準とするという方針にしたということでございます。

ただし、従うべき基準を参酌化した場合につきましても、質の確保という観点、それか

ら、どのような影響があるかということもしっかり検証していかなくてはならないということもございますので、厚労省としても引き続き実施状況を把握するとともに、施行状況に応じて必要な対応をとることも必要であるということから、ここに書いてございますけれども、3年後の見直し規定を設けているというところでございます。

以上でございます。

○佐々木家庭福祉課課長補佐 続きまして、お手元の資料6、特別養子縁組制度の見直しについて御説明をさせていただきます。

本来、課長が参りますべきところを、私、家庭福祉課課長補佐の佐々木のほうで御説明をさせていただきます。

まず、タブレットに入っております資料は、バージョンが古いものになっておりまして、ペーパーレスの中、恐縮ですが、机上にお配りをしました、新しいほうの資料6に基づき、御説明をさせていただきます。

この特別養子縁組制度の見直しでございますけれども、平成28年児童福祉法改正の検討規定におきまして、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるということが規定をされましたことを踏まえまして、法務省法制審議会のほうで御議論をいただいたというものでございます。

昨年の6月に法務大臣から法制審議会へ諮問、その後、特別部会のほうで議論がされまして、ことしの2月14日に要綱が取りまとめられ、法務大臣に答申がされました。

表紙をおめくりいただきまして、右肩に法制審議会第183回会議資料とあります、この要綱案の案がとれまして、2月14日に法務大臣に答申がされたものでございます。

その内容につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

見直しは、大きく2点ポイントがあります。

1つが年齢要件の見直し、もう一つが手続に係る規律の見直しでございます。

年齢要件の見直しでございますけれども、1ページの第1のところでございますが、児童福祉の現場等から年長児童について、特別養子制度、今、6歳未満というのが原則になっておりますけれども、こういった年齢設定によって、特別養子制度を利用することができないというような指摘がありましたことから、今回、見直しに至っているというところであります。

ポイントといたしましては、第1の1のところでございますが、まず、15歳未満まで引き上げをするということを原則にしています。

その上で、2のところですが、例外として(1)15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていること。

(2)15歳に達するまでに特別養子縁組の成立審判の申し立てがされなかったことについて、やむを得ない事由があること。

この場合は、15歳未満でなくても、15歳を超えても養子となることはできると。

ただし、3でございますけれども、18歳に達したときは、その者は養子となることができないと。これは、成年年齢の議論もありますし、児童の18歳の議論もありますので、こういった形にさせていただいたということでもあります。

4点目でございますけれども、普通養子縁組制度との整合性でございますが、15歳に達している場合には、養子となる者自身の同意がなければ、特別養子縁組を成立させることはできないということでもあります。

以上の内容で、年齢要件等の見直しについて取りまとめがなされました。

続きまして、第2の手續に係る規律の見直しでございます。

ここにつきましては、主といたしまして、養親となる方々の負担についていろいろあるというような指摘があったことを踏まえて行ったものです。

具体的な指摘としては、例えば、今、実親による養育の状況が不相当であるかどうかということと、新しい親とのマッチング、全て含めて1つの手續で審判をしているわけですが、そういった中で、実親の養育状況に問題があるというふうに認められるかわからないまま試験養育をするですとか、実親がいつ同意撤回をするかわからないですとか、あるいは実親と対立をして、その養育が不相当だということを主張立証するということも、今、養親が負っておりますので、そういった申し立てに係る負担を軽減することで、利用促進を図ろうということを入れていましてございます。

ポイントでございますが、同じ1ページの第2の1のところでございますけれども「第1段階の手續に係る規律」というところでございます。

まず、今、申し上げた一体としてやっている審判手續を2段階に分ける。1つが、この第1段階でございます。ここで、まず、特別養子に的確であるということを審判するという仕組みを設けております。

具体的には(1)のアとイのところですが、このいずれにも該当することを確認する。

アとして、父母による養子となる者の監護が、父母は、つまり実親ですが、実親による監護が著しく困難または不相当であること、その他、特別な事情がある場合に該当するということ。

イでございますけれども、実親が同意をしている、あるいは同意が不要となるような虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由があるということに該当するというのを審判するという手續を、まず、設けております。

2ページに参りますけれども、(6)でございますが、実親さんの同意ですが、基本的に撤回をすることはできないということになります。

「ただし」とありますけれども、同意をした日から2週間を経過するまでは、同意を撤回することができる。つまり、2週間を経過すると、原則として撤回はできないということにして、養親候補者の負担の軽減を図るということにしております。

続きまして、ポイントといたしまして、3ページに参ります。

注1、注2、注3とありますけれども、ここは、児童福祉法の関係の事項になりまして、大きな柱として、第1段階の手續について、注1のところにあります。児童相談所長も申し立てることができる。つまり、実親による養育の不適當であることについての申し立てというのは、児童相談所長が行うことができ、養親となる方が、自分でやらなくても、児童相談所長が逆に自身で申し立てをし、養親希望者に引き継ぐことができるということになっております。

その他、注2でございまして、養親となる方自身が第1段階の審判に申し立てることができる場合でも、児童相談所長が手續に参加をして主張、立証することはできるということになっております。

注3でございまして、ちなみにでございますが、児童相談所長が第1段階の審判の申し立てをする場合は、その第2段階、続いて新しい養親さんと子どもとのマッチングの適正さを判断する審判が来るわけですが、その審判の申し立ては、第1段階の審判の確定の日から6カ月が経過するまでにしなければならないということになっております。

続きまして、2のところでございますけれども、第2段階の手續ということで、分離をして、今、申し上げましたが、マッチングに係る審判というものを第2段階としてやると。

こちらは、養親さんが申し立てをするということになります。

これは、簡単にですけれども、4ページでございますが、(3)にありますとおり、第1段階でも実親さんの養育の適正というものは審判をされますので、第2段階は純粹に養親と子どもとの関係ということになりますから、実親さんは、第2段階の手續に参加することはできないというのが原則になってまいります。

こうした形の要綱が取りまとめられており、現在、法務省を中心として法律案の作成に向けた作業を進めているというところでございます。

私からは、以上でございます。

○平子母子保健課長 引き続きまして、資料7をご覧くださいと思います。母子保健課長でございます。

まず「成育基本法について」でございます。

成育基本法は、先の臨時国会におきまして、議員立法により成立をいたしました。

名称といたしましては、少し長くなりますけれども、成育過程、これは、出生に始まり、大人になるまでの一連の成長過程ということでございます。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律ということで、略称として成育基本法ということでございます。

法律の目的といたしまして、ここに書いてあるとおりでございますけれども、成育に係る施策を総合的に推進するというものでございます。

主な内容としては、基本理念、関係者の責務、また、関係者相互の連携及び協力などでございますけれども、施策の実施については、公表をしていくということ。

また、成育医療等協議会を設置いたしまして、そこで成育医療等基本方針というものが、その意見を聞いて策定をされ、閣議決定を経て見直し、評価を行っていくというものでございます。

基本的施策に関しましては、医療、保健、教育など各分野の中身が定められているというものでございます。

施行日につきましては、公布日から1年以内の政令をもって定める日ということでございます。

続きまして、資料8のほうをご覧ください。

「母子保健分野におけるデータヘルスの推進について」ということです。

これは、従来より、厚生労働省ではデータヘルス改革推進本部を省内に立ち上げまして、データヘルス全般の検討を行っている中に、乳幼児期、学童期の健康情報サービスの関係がございまして。

主な進捗は、ここに書いてございますけれども、このサービスで目指すことと申しますのは、子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みの構築といったこと。また、個人情報に配慮しつつ関係機関間での適切な健診情報の引き継ぎ。また、ビッグデータとしての活用と、こういったものを将来的には目指していくというものでございます。

乳幼児の健診あるいは妊婦健診などの記録は、母子健康手帳に大体記載されているものもございましてけれども、例えば、震災などにおいて手帳がなくなって、自治体のほうで保存しているあるものが利用できたりとか、あるいは自分でもなくしたりということがございますので、そういったこともあり、こういったものを自治体で管理している情報も電子化して活用していったらいいのではないかと。

また、転居時に、そういった情報を引き継いだり、将来的には、進学時に引き継いだりすることによって利用者の活用にも資するものと考えてございます。

続いて、2ページのほうに行ってくださいまして、工程表でございまして。

昨年7月までに有識者の検討会、後ほど御説明いたしますけれども、中間報告をいただきまして、現在、関係法令の母子保健法などの改正案を準備中でございます。

その後、こういった形で、それぞれ進めていきたいと考えているところでございます。

3ページ、これが「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書（概要）」でございまして。

「中間報告書の主な内容」を見ていただきますと、ここでは、電子的に記録・管理する情報として、乳幼児健診、3～4カ月健診、1歳半健診、3歳健診と、あと、妊婦健診の健診情報において、標準的な電子的記録様式、さらにその中の一部として「最低限電子化すべき情報」ということを標準化しているというものでございます。

また、そういったものにつきましては、マイナンバー制度により管理を行い、特定の個人を識別する識別子としてはマイナンバーを使うというものでございます。

そういうことによりまして、マイナポータルでの閲覧ができるとか、あるいは市町村での情報連携、これは準備が必要ですが、していくということが可能になっていくというものでございます。

また、市町村が精密健康診査の対象者の結果などを確認する際には、医療機関から返却される結果を効率的に照合するなどの活用を進めることが必要でございますので、被保険者番号も把握する方向ということでございます。

1 ページおめぐりいただきまして「標準的な電子的記録様式の項目一覧」ということで、左側が妊婦健診の項目一覧。

乳幼児健診のところについては、基本情報、3～4カ月健診、1歳6カ月健診、3歳児健診それぞれの項目でございます。

この中で、全ての項目が健診項目ではありませんけれども、こういった電子化になじむものとして御議論をいただいたもの。

また、この赤で書いているところが、市町村が必ず電子化すべき項目として、例えば、健診の受診の有無がわかる受診日であるとか、身長、体重あるいは診察所見の判定といったところがございます。

こういったものは、市町村間での情報連携が行われる項目として取り扱われるものでございます。

続きまして、5ページに移っていただきまして、情報システムの改修費用の補助事業でございます。

これは、平成31年度予算案で12億5100万円ということで、事業内容のところを見ていただきますと、先ほど申し上げました標準的な電子的記録様式として定める項目について、自治体が参加しております中間サーバーへの副本登録にかかる経費について補助をするというものでございます。

実施主体は市町村で、補助率3分の2ということで、スケジュールに関しましては、こういった形でデータ標準レイアウトを2019年の7月ごろに最終版として公開をしていく予定にしております、2020年の6月の運用開始を目指して、現在、準備を進めており、また、市町村でも準備を進めていただくことを想定しております。

以上でございます。

○秋田部会長 どうもありがとうございました。

これまでの事務局からの御説明につきまして、委員の皆様から御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

では、松田委員。

○松田（茂）委員 松田です。御説明ありがとうございます。

さまざまな予算、それから、いろいろな政策、拝見いたしますと、子ども福祉が着実に進んできていると思えました。

その上で、手短かに2点、意見を言わせてください。

まず、1つは、予算のところの7ページなのですけれども、細かな話ですが、多分、検討すると大きな話になってしまうと思うのですけれども、もし、本当に検討していただくなら。

7ページの下に、3番として「子どもを産み育てやすい環境づくり」として、その(1)に「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援」ということですね。非常に大事です。

ですが、政府の少子化対策の検討のほうでは、本来は妊娠前からが必要ではないかと、そういう話が出てきています。

具体的には、ここに挙げられている項目は、情報提供や相談等も入っていますので、妊娠したと思ったら、あるいは妊娠しそうだといういろいろな状況、そうした人たちにも、こうしたいろいろな支援が届けられるようなことが必要ではないかと、少子化対策のほうからは考えられます。

行政の文書というのは、変えるのは非常に大変です。わかりますが、妊娠前のほうもある程度視野に入れた政策を少しずつ動かしていくということが大事ではないかというのが1点。

願わくば、1年後か2年後かに、予算要求をするときには妊娠前からと書いてあると。それを願わくばということですが、私の意見です。

もう一点なのですけれども、最後に御説明いただきました資料8です。今、非常にビッグデータの時代ですし、こうしたデータ活用がさまざま福祉の向上に貢献すると思いますが、率直に申し上げて、拝見していて非常に怖いと思いました。

理由は何かということ、子ども時代からの健診や医学情報がずっと継続されるということです。

私の意見というのは、今、中間報告ということですので、もう少し検討会様のほうで議論をされてはどうかという意見です。

理由は、利用される側の視点というのが十分入っているのかということです。少なくとも記述からは見えません。

何を申し上げたいかということ、この中の情報には、必ず福祉のために継続すべき情報があります。児童虐待の問題、先ほども報告されましたように、あざですとか、そうしたものの所見と。

一方で、障害系の情報でしょうか。発達障害などの場合は、それを伏せて普通にいきたいという選択も認められるべきだと思います。

今のものと、ぼんと入ってしまっていますね。それがずっと継続されてしまうということが、それが是なのか非なのか、そのあたりも含めて少し検討されてはどうかというのが1点。

もう一つは、本人あるいは親の同意というものが、この資料の中には出てこなかったような気がするのです。済みません、私、来る前に検索したので、検索が間違っているかもしれないのですけれども。やはり、こうしたものは、利用される側の同意というものを大

前提とした仕組み構築というものが需要ではないかというのが私の意見です。

以上です。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、久保野委員。

○久保野委員 久保野でございます。

やはり、児童につきまして、広く積極的に施策が進められているということを御説明いただき、よく理解した次第です。

その上で、2点、私は児童保護に関する法的な制度を主に研究している観点から、今後に向けて重要だと考える点を2点述べさせていただきます。

1つが、特別養子についての法改正の御説明がありましたけれども、これにつきましては、児童福祉行政において、現行の特別養子の仕組みが、8歳未満が年齢の上限になっているということが障害になって、特別養子を使うべき児童について使えないという問題が指摘されて改正が実現し、しかも同じような問題意識から児童相談所が果たす役割についての高い期待が寄せられている改正だと理解しております。

それとの関係で、立法の議論の中で、8歳以上の子供について、特別養子が必要であり、望ましい事例というのは、具体的にどういう場合なのかということが、明らかにされていく必要性について何度も強く指摘されたところであります。

裁判官の方も、今までは8歳未満までしか判断していないわけですので、8歳以上の場合に、どのような基準で判断していくかということが課題だとおっしゃっていると伺っています。

そこでお願いなのですが、法務省ともかかわる問題だと思いますけれども、まず、事前にどういう子どもについて特別養子が必要でありそうかということについて検討及び発信を積極的に行っていただきたいということと、あわせて、特別養子は家庭裁判所の審判で成立するので、必ずしも公表されないと思いますし、もちろん、全面的公表がふさわしいわけではありませんけれども、児童相談所がかかわり、どのように特別養子を使っていくのが児童の利益のために望ましいのかということについて、踏み込んだ調査、公表を行って行っていただきたいというのが1点目です。

もう一点は、予算のところの資料の中で、第1から第4までの体系立てがされていて、第1が子育て支援で、第2が児童虐待ということになっていまして、これは、分類の必要から分けるということはわかるのですが、第1の子育て支援と、第2の特に1、児童虐待の発生予防というところの関連づけと申しますか、それをぜひ積極的に図っていただきたいというのが第2点目です。

御説明の中でも、ここは重なるというお話がありまして、もちろん、それを意識した体系になっていると思いますけれども、児童虐待については、やはり目黒ですとか、野田のような痛ましい事件が起こりますと、それに着目した議論になりやすいという特徴があるかと思えます。

他面で、児童虐待の原因につきましては、虐待する保護者が、生育歴ですとか、社会的な困難要因を抱えているといったこと、それに対する支援が重要であるけれども、そのような事情を抱えた保護者は、行政の支援に対して閉ざしがちだということも指摘されているかと思しますので、虐待防止という観点というよりは、子育て支援を行っている中で、当然に子どものリスクが低減されていくというような形になっていくのが、より望ましいのではないかと思っていますので、意見させていただきます。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

では、どうぞ。

○小国委員 鎌倉女子大学の小国です。

今、久保野先生と松田先生と2人、私も同意見なのです。特に久保野先生の御意見の中で、虐待をする親の支援というところを、最後にお話しして下さったと思うのですけれども、非常に病理の深い親に対する支援というのが、やはり難しいと思います。私も、どうしていいか、ここで提案することは難しいのですけれども、それが全部児童相談所の負担になってしまうというのは、問題が大きいと思います。そのあたりの予算を立てていただいて、どういう仕組みをつくったら、非常に深い病理の親を支援できるのかというところ、例えば、カウンセリング等誰がアプローチをするのか等の仕組みがとても大事になってくるのではないかというのが1点です。

それから、松田先生がおっしゃったように、いろいろな仕組みをつくってデータ化するときに、怖いことが、漏洩（個人情報流出）という事です。

小児慢性特定疾患の委員会でデータ化に関する議論の時も、同じような議論がありまして、非常に綿密な漏洩（個人情報流出）がないような仕組みをつくらうとしております。

恐らく、最後の図をつくられたときにも、そのような議論があったものと想像されるのですけれども、簡略化するのはいいのですけれども、そういう大切な事の記載がないのです。

やはり、利用する側あるいは利用される側が非常に心配になるところでして、議論はされているのに、それが明確化されていないというのは、とても残念だと思います。議論を重ねていて、個人情報の保護に関して非常に慎重な運営をするというような文言を表の中、或いは文章の中に、ぜひ加えていただきたいと思います。

○秋田部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○草間委員 私のほうでは、1点あります。

養子縁組のところの資料の4ページの注意書きの1なのですけれども、児童相談所長も申し立てをすることができます。

それから、注の2ですね。こちらについては、カナダやアメリカなどの国においては、法律により裁判所が司法の観点から子どもの最善の利益を保障しています。そういう児童福祉施策を採っている国では、弁護士の児童福祉司法の参画は、当然入ってきます。

ここは将来課題として、ソーシャルワークの研修を受けた、あるいは知見を有する弁護士さんの参画、あるいは児童相談所長は、代理として当該弁護士の司法参画というものも、子どもの最善の利益を法的な観点で図る上で検討課題に挙げたらどうかと思います。

○秋田部会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○松田（妙）委員 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会の松田です。

まず、全体的にということにもなるのですが、先ほどもお話をいただいたように、発生予防とか、子育て支援という観点を、随分、この20年間底上げしてきていただいたなというのがあります。

どうしても福祉という視点で見ると、欠けているものに入れるという発想なのですが、予防というものを、これからはやっていかないといけないということをすごく感じています。

つい最近なのですが、山縣先生がリスク要因だけではなくて、プロテクト要因というものがすごく大事だというお話をしてくださったニュースを見たのですが、どうしても制度のほうとか、サービスのほうだとリスク要因からいってしまうのですが、私たち地域の面で、生活とか暮らしという点で、子供や子育て家庭にかかわっている者としては、プロテクト要因をふやしていくということ。それになり得る人たちをふやすという意味では、全ての家庭を支援するということは、すごく大事に感じています。

そういう人たちが、また、少ししんどいかなとか、今、厳しそうだなという方たちをフォローしたり、つないでいってくれる役割をつくってくれたり、インフォーマルな人たちになっていく人たちだと思っています。ですので、引き続き、そちらの視点からの底上げをお願いしたいと思っています。

実は、放課後児童のところが、とても揺れていて、とても心配をしています。そういう意味でも、全ての子どもにかかわる部分にも近い部分だと思っていて、乳幼児期ですごくフォローされればいいのですが、積み残ってしまって、学童期にかかわるというのは本当に大変なことで、保護者にもかかわりづらい部分でありますので、自治体の御都合とか、基準が厳しいから参酌というふうになっていくのは、もうなってしまうことではあると思うのですが、一番大事なことは子どもの都合に合わせることだと思いますので、そこに着目して、引き続きお願いしたいと思っています。

きょうは、特にここには余り出てこなかったのですが、利用者支援の加算の部分で、外国の方への対応というのが入ってきました。

外国にルーツを持つ子どもや子育て家庭というところが、地域の中では見えてきているところでもありますので、全てのところにかかわることであると思いますが、そう

いった視点を、今後、入れていっていただけるといいかなと思っています。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

では、山縣委員。

○山縣委員 ありがとうございます。

今までの委員の発言について、私は、基本的には賛同するものですが、重ならないところで1点だけ意見を言わせてください。

子ども虐待と母子保健の相互に重なるところなのですが、子ども虐待の死亡検証等をやっておりますと、実は、児童相談所等に注目されがちなのですが、関係機関が全くかかわっていない形で亡くなるお子さんが非常に多い。

去年で言いますと、今、データを見たのですが、心中以外の虐待死亡が49件ありまして、そのうち37件は関係機関関与なしということになります。

今、細かくデータを出しませんけれども、比較的共通してくるのがゼロ日の死亡、未受診等、自宅出産、そういうところになります。

そうすると、今、ここにある施策が、正直なかなか届きにくい人たちということになるのです。

私自身も、いろいろアイデアを持ちつつも、こうすればうまくというのは、正直わかりません。国際的に、そのような研究をしたりしていただいて、今すぐということではなくて、どうすれば、未受診とか、機関にかかわらない人たちに関与できるのかというあたり、私たちのチームでも、ドイツの内密出産について研究しているのですが、こちらも結果は一緒でした。結局、内密出産にかかわる人と、今までどおりの赤ちゃんポスト、そちらに行く人たちがはっきり分かれてくると。内密出産をつくっても赤ちゃんポストの利用者はそんなに減らないのだという結果が出ています。

その辺で、どうすれば届かないところにやる仕組みができるのかどうか。ぜひ、一緒に検討できたらなと思いますし、皆さん方の意見も、あるいは行政の力も借りたいと思っています。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

山野委員、どうぞ。

○山野委員 済みません、先ほど、名前を言うのを忘れました。大阪府立大学の山野です。よろしく申し上げます。

もう終わりの時間なので簡単に。先ほどの私の意見とも関係するのですが、母子保健の方のリスクのデータ化、ビッグデータの話と少し絡み、皆さんに誤解のないように、決してデータが勝手に一人歩きしていくとか、全てのデータが、みんなが見られるようになったほうがいいとは思っているわけではないという前提で、今、山縣先生がおっしゃられたところでも、非常にリスクを感じています。私はスクールソーシャルワークの研究とかに

かかっているのですが、学校は学校で、全ての子どもたちの、いろんなデータをお持ちです。欠席や早退、不登校であるとか、学校での健診でチェックされた指導の未受診であるとかです。

そのことと、各機関がすべて突合したらいいという意味ではないのですけれども、うまく引き継がれていかないことが、先ほど、いじめアンケートなどでも気になることがピックアップされていくけれども、それが引き継いでいかれないというようなことで、大阪で、ある自治体と協定を結んで、そのデータを福祉と教育で突合して、どんなふうに効果があるかということもやっています。

そうしたら、やはり、スクリーニングという行為をやった学校では、ネグレクトを含めた不登校が109件、子どもの事例がだっと並ぶのですけれども、半分以上減って、文科省に出される不登校の調査票の紙が92枚書いておられたのが30枚で終わるようになったと、それは本当に簡単な、もしかしたら死亡に至らないような、もっと年齢が低い話だとは思いますが、松田委員もおっしゃられたような、ポジティブにかかわっていく、そういう支援を真っ赤になって虐待で挙げた事例の前に、少しリスクが見えてきて、それを教員も声をかけるし、スクールソーシャルワーカーを中心に、いろいろアプローチをかけるというようなことで3分の1に減っていると、きょう、その記事を持ってくるのを忘れたのですが、非常に効果が出ています。

そういう意味で、スクリーニングを乳幼児期から行われているのですけれども、そのことが就学後までどのように引き継いで、データをリンクさせていくのか、それを全員が見られるようにするという意味ではなくて、そこの自治体でも個人情報、きょうの資料にもありましたけれども、審査会にかけながら、きちんとしながら、それから、親が同意をとる、先ほど先生方の意見がありました、そういうような形でうまくデータをつくっていくような、そういう視点も、ICTの活用という予算がたくさん出ていましたので、少し視野を大きく、今後の検討もいただけたらと思いました。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

ちょっと時間が延びておりますが、まだ、御発言のある方、小川委員、どうぞ。

○小川委員 小川でございます。

ごめんなさい、一言だけ、私、保育者養成のほうの組織にいて、きのうわかったので、まだ、これから3月末に厚労省のほうに報告書を上げていくと思うのですけれども、保育士不足をずっと言われていて、保育士試験もあるわけなのですが、ことし、保育士試験で受かった方たちにアンケートをとっています。

その方たちに、実際に保育士をやりますかと、その答えが、合格した人は約5,000人いるのですけれども、そのうち1,000人以上の方から、一応、回答をいただきました。

何と8割の方はやりたいという回答なのです。とてもうれしいなと思ったのですが、ただ、問題は、8割の方が、つまり正職で働きたいのではなく、これは、30代から40代の方

が多いということもあるのですが、子育てと介護のこともやりながら、自分の都合のいい時間、ですから、短時間、そんな長時間でなくてもいい、ただし働きたいという方が、それだけいてくださるといことが、いろいろなところでうまく機能していったらいいなと考えました。これは、行政がどう考えるかなのだと思いますけれども、それだけ働きたいという保育、子どもとかかわりたい人は、そんなにたくさんいる。学生も毎年一応4万人は出ているはずですので、人材はいないのではなく、どうやってその方たちを活用していくかというほうを考えていったらいいのかなと考えています。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○長田総務課長 大変貴重かつ非常に大きな視点からの御意見を多数いただいて、ありがとうございます。ちょっと時間も押しておりますけれども、順次、お答えできる範囲でお答えをしたいと思います。

まず、妊娠期を妊娠前から捉えるというようなことの関係でございます。これは、少子化対策という観点からもそうだと思いますし、複数の先生方から御意見をいただきました。予防的なかかわりという意味も含めて非常に重要な視点だろうと思っております。

少子化対策の体系のあり方につきましては、本日、内閣府のほうでも検討会が立ち上がるようでございますので、よく連携をしながら政府全体として少子化対策のあり方を考えてまいりたいと思います。

それから、予防的なかかわりでございますとか、子育て支援と虐待対策とのリンクということは、非常に我々としても強く意識をしている部分でございます。

御指摘とおおり、ああいった非常に痛ましい事件が起こりますと、かなり介入局面の議論にフォーカスされがちでございますが、やはり根っこのところの予防をどうしていくかというのは、非常に重要な観点だと思います。

実は、ワーキンググループの御議論の中でも、一例でございますけれども、通告を受けたときの安全確認業務を子育て支援を担っているNPO法人さんに担っていただくことによって、まず、ソフトタッチに、の安全確認ができて、さらに、行政が入るのは違って、警戒感なく、今度、子育て広場に遊びにおいでよみたいな形で、次の支援につなげていけるみたいな好事例なども紹介をされておりましたので、そういったことをよくよく意識してまいりたいと思います。

それから、関係機関になかなかかかわってこない、届かない人へどう対応していくかと、非常にこれは、届いていないわけですから、そこは今の行政の施策として十分機能し切れていないという意味において、問題意識は持ちつつも、我々十分な手が打ち切れていないというのは、そのとおりでらうと思えます。

2019年度予算案の中で、例えば、女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる方を把握した場合に、医療機関などに確実につなげていけるような体制整備に必要な予

算を計上するといったようなことをございますとか、あと、目が届かないという意味でいうと、未就園のお子さんが、どういう状況になっているのかということで、これは、昨年7月の緊急総合対策に基づきまして、未就園児や健診未受診者を対象とした緊急点検というものを自治体のほうに行っていたいただいておりまして、まだ、一部、安全確認が継続中の案件もございますけれども、安全確認のできた1万2000人のうち、143の方が、やはり、虐待の疑いなり、虐待の問題があるということで、例えば、施設入所措置を含め、支援につなげたということをございます。

それは、まさに、そういったところに目を入れたことによって必要な支援につなげられたということをございますので、こういったことについては、引き続き、今回は緊急点検ということで行いましたけれども、来年度以降も予算を確保しましたので、継続的に取り組んでいきたいと思っております。

それから、病理性の高い親への支援という御指摘をいただき、これはなかなか難しい問題で、予算的なもののメニューも現にあることはありますけれども、いかにそこを、まず、効果的なアプローチをしていくかということと同時に、結局、プログラムそのものにもいいものがあつたとしても、当の親自身がそこに乗ってこないと、なかなか難しいということで、29年の児童福祉法改正の中では、家裁が勧告をできるような仕組みなども設けておりますけれども、まだ活用例として十分では必ずしもないということもございますので、さまざまな観点から、さらにどういった効果的な対応があり得るのかということは問題意識を持って取り組んでいきたいと思っております。

とりあえず、私からの答えとしては、以上でございます。

○秋田部会長 ほかに、どうぞ。

○平子母子保健課長 母子保健課長でございます。

少し補足をさせていただきます。

母子保健分野につきましては、さまざまな形での子育て支援あるいは虐待等の予防について、かなり関係のある分野ということで御指摘をいただきました。

ゼロ日死亡とか、未受診、自宅出産等は、先ほど総務課長のほうから申しあげました予算事業、特定妊婦と疑われる方を医療機関等に確実につなぐなど、そういった取り組みもまた新たに始めたいと思っております。

また、電子的な記録の件につきましては、活用の面と保護の面と両方考えていくべきものということで、検討会のほうでも当然議論がございました。

この中でも、やはり本人の同意のところは、当然、個人情報ですので、そういったところの活用に当たっては、原則としては用いられる部分ですし、この健診情報自体は、担当者と御本人、御家族ということが持たれているという状況で、マイナポータルは御本人のみが、保護者を含めてですけれども、見られるという状況です。

ただ、例外として、行政が持っている情報を電子化した上で、一部のものについては、情報連携を行うということになりますけれども、それは、かなり限定されたもので、一部

判定と書かれているところが、恐らく気になられたのかと思いますけれども、これについては、診断そのものではなくて、少し気になる部分があるなどといった、ある意味、スクリーニングの部分での課題になりますので、ある種のレッテル張りにならないような形での配慮ということは、この検討会の中でも議論があったところでございますので、御紹介をさせていただきます。

○佐々木家庭福祉課課長補佐 特別養子については、久保野先生と草間先生から御指摘をいただきました。

久保野先生がおっしゃるとおり、高年齢で、どういった方が必要になるか、あるいは、実際に、これから申し立てをされた方々は、どういう事例なのかということの検証は必要だと思っています。

後者については、御指摘のとおり、事案が少なければ特定されるおそれもありますし、その辺の兼ね合いも見ながらということだと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、制度改正がなされましたら、児童福祉のサイドでしっかり連携をして対応していくようにしたいと思います。

それから、草間先生から、特別養子に関して弁護士の活用ということを御提言いただきました。

これにつきましても、制度改正がなされましたら、その対応状況を踏まえて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○竹林保育課長 保育課長でございます。

小川委員のほうから、保育士の確保の関係で御意見をいただきました。

保育の拡充を進めていく上では、保育士の確保というのも非常に重要なポイントでございますので、養成施設から卒業して来られる方だけではなくて、子育てが一段落して、これから、また保育所でお仕事をしたいと、この方々には、もともと保育士の資格を持っていて、潜在保育士として、また戻ってこられる方もいらっしゃると思いますけれども、先ほど御指摘のあったように、試験を受けて、新たに保育士になれる方もいらっしゃると思いますけれども、そういった方々には、必ずしも正規の8時間の働き方ではなくて、ピンポイントに短時間的に働きたいというニーズもたくさんあるのではないかと考えています。

そういった方々も働きやすいような環境を整えて、少しでも多くの方が保育の現場に入ってきていただけるように、引き続き考えていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○秋田部会長 どうぞ。

○田村子育て支援課長 ひろば全協の松田委員からのお話がありました。

まず、利用者支援の関係、先ほどの予算のPR版のほうの6ページのほうに、ほんの2行ぐらいではありますけれども、書いてございます。

外国人の関係でございますけれども、外国人子育て家庭や、妊産婦が保育施設を円滑な

サービスを利用できるような多言語化対応促進という形になってございます。

これも先週の全国の主管課長会議等もございまして、その中でも、こういった事業を新たに加算事業という形で始めましたということで周知をさせていただいたところでございます。また、これからもそういった機会を捉えて、PRしていきたいと思っています。

それから、1点、学童期のところで、参酌化のところで少し心配だというお話がございました。私どもとしても、今国会で、今後審議されてということになると思うのですが、施行を迎える際には、改正の趣旨というものをしっかりとお伝えしていかなければいけないと思っております。

安易に下回るような基準を定めるということはないようにという趣旨であるとか、今後とも、どういった条例の規定状況というか、そういったものも連絡を定めているものをフォローしていきながら、3年後の見直しにもつなげていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○秋田部会長 皆様、貴重な御発言をありがとうございました。

それでは、本日、若干時間が延長しましたがけれども、これで閉会とさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。